

主張したのでありますが、お考えはいかがですか。

○松村政府委員 消防法の別表であります危険物の種類につきましては、時代の進展とともにこれに検討を加え、この改正をはかるといことが至当だと考えております。ただ、いまお話のLPG、プロパンガスにつきましては、この前もここでお話し申し上げましたように、今日第一線におきましては、この問題が非常にやかましい問題になっておるのでございまして、消防としましては、このLPGを別表の中に加えない、こういう考えでおります。ただ現段階ではこのLPGが通産省の所管になっておりますために、別表に入れますためには通産省との話し合いを要するわけでございます。今回の法律改正案を作成する過程におきまして、ぜひこれを入れないということ、通産省と折衝を続けてまいりまして、通産省のほうでもある程度歩み寄りを見せたのでございします。この法律案作成の終期までには間に合います。進んで、次の機会に別表の中にLPGを入れない、こういう考えでおります。

○細谷委員 先ほど見落としてしまいましたが、大正十四年から昭和十一年に規則が変わっております。

通産省にお尋ねしたいのですが、高圧ガス取締法改正について商工委員会のほうで附帯決議がなされたわけですが、これは三月の十八日に衆議院本会議で可決されておりますが、これにはいろいろな条件がついております。LPGガスについて、たとえば「充てん所内の施設の構造、配置等に関する基準については更に研究を進めるとともに、保安距離についても検討すること」というふうに書かれておるのであります。高圧ガスの中にLPGは入っておりますが、高圧ガスの中でも、LPGの危険性というのは火災にあるのであって、たとえばアンモニアガス、あるいは酸素ガス、水素ガス——水素ガスと違って爆弾をかかえているという危険性よりも火災という危険性が多いのだと私は思うのです。そしてこういう附帯決

議もありますので、いまの長官のお話ですと、ぜひ入れたと思うけれどもまだ十分な一致点を見出せなかったもので、今回は見送りたいということですが、こういう商工委員会の附帯決議もあるわけでありまして、今回はこの別表等の改正を取り得なかったということでありまして、いつそういう問題についてやられるおつもりなのか、これをひとつお尋ねしたいと思います。

○岡崎政府委員 ただいまの高圧ガス取締法の改正に關しての附帯決議の問題につきましては、大臣もその際言明されましたとおり、十分御趣旨を尊重いたしまして、御趣旨に沿うようにいたしたい、こういう方針で通産省も臨んでおるわけでございます。それでただいまお話がございましたように、消防関係の危険物の中に入れるように取り扱うかどうかにつきましては、今国会前におきましても深甚な考慮を払いまして、通産当局も消防関係とお話を申し上げた次第でございします。このたびの決議もございしますので、その御趣旨を尊重いたしまして至急にまたよく話し合いをいたしたいと存する次第でございします。いつそれを実行するかどうかというお話でございしますが、これは申し上げるまでもなく至急この問題に取りかかるようにいたすつもりでございします。御了承をいたしたいと思います。

○細谷委員 至急ということですが、ひとつ事務当局にお尋ねしたいのでありますが、この高圧ガス取締法施行規則第十一条の三、これを受けてまして輕工業局長名で「高圧ガス取締法施行規則の一部を改正する省令の施行およびLPGガスプラント基準について」というものが出されておるわけでありまして、私は最近のLPGガスの事故の実態を見ますと、この基準ではだめじゃないか、こういうふうに思っております。これについて事務当局でどうお考えなのか、それを含めていま政務次官がおっしゃったような改正を消防庁等と打ち合わせてやるおつもりなのかどうか、これをお尋ねいたします。

○内丸説明員 いま御指摘のありました高圧ガス取締法施行規則の十一條の三の液化石油ガスの製造施設の基準でございしますが、これは昭和三十八年に私どものほうで中心になりまして関係試験機関ないしは業界等の協力も得まして、数次にわたる実験も行ないまして、その法案の中心になつております第三者物件に対する保安距離あるいはそれに対する障壁その他の公共施設を保護すべき度合いというようなものにつきましても、種々の角度からその効果を実際に測定いたしました。こういって基準をつくったわけでございますが、いまお話のありましたように昨年後半、こういった液化石油ガスの充てん所におきまして、二、三続いたというような関係もございします。

で、このような基準でなお不十分な点があるかどうかという点について、もう一度慎重に再検討を加えるというような必要もあらうかと存じまして、高圧ガス保安協会にその点に關する諮問をいたしまして、現在検討をゆだねておる段階でございします。それと並行いたしまして私どものほうといたしましては最近の事故等の実例をも勘案いたしまして、このたびの法律改正に伴います省令を六カ月以内に出すというような必要もございします。その際にはここに書いてございします基準をなお補足し、あるいは強化すべき面がございしましたら、この省令基準の中に取入れてこれを補強するということにいたしたいということでございます。目下作業をいたしておるような実情でございします。

○細谷委員 いろいろと手配をされておるようであります。大臣にお尋ねしたいのです。これは私は最近の事故から、非常な重大な問題でありまして、通産省が協会等に依頼して検討をしておる基準、これは当然また消防上の見地からも技術的な検討をされなければならぬと思うのです。そういう検討を経て私はもう直ちにでも、別表だけでも入れてほしいと思つておりますけれども、大臣の確約、ひとつそういう問題もきちんと片づけた上でやはり消防上の危険物として扱うという、

こういう御言明がいただけるならば、私はこの問題については今回はこの程度でとめたいと思つております。大臣の所信をひとつ……。

○吉武國務大臣 御意見の点はごもっともな点が多いように私も存じますので、将来の問題として十分ひとつ検討をしていきたい、かように存じております。

○細谷委員 将来ではたいへんなことだと思つて、少なくとも次の国会までにはこれをやるというくらいのはつきりしたお約束をいただかなければ、この問題についてはやはり下がるわけにいかぬと思つたのです。

○吉武國務大臣 できるだけ早い機会に努力をいたしたい、かように考えます。

○細谷委員 大臣慎重であります。できるだけ早いというのには私は次の国会だ、こういうふうに理解いたして、ひとつ早急に万全の措置を講じていただきたいということを強く要望しておきます。

○華山委員 関連して、LPGのことにつきましてお尋ねいたしますが、地方制度調査会の行政事務分担についての再配分についての小委員会におきまして、現在はLPGの販売の営業、これらは府県知事がすることになっておりますが、これを市町村に委譲すべきだという考え方も出ております。私の考え方としては、こういう危険なものをはたして市町村に移していいものかどうか疑問を持っておりますが、その点につきまして消防庁なり通産省なり、どういふふうにお考えになりますか、伺つておきたいと思つた。

○松村政府委員 これは通産省の所管でございします。通産省からお答えいただくのが筋かと思つては消防本部の設けられておりますところでは市町村でも差しつかえないのじゃないか、しかし消防本部というものは全国にも二割足らずでございしますから、あとの大部分の消防団のような地区では、これはやはり知事がそういうものを持つのが至当じゃなからうか、ただそういうふう知事

と市町村長に分けることがいかかという問題も慎重に検討しなければなりません、そういうことで少なくとも全面的に市町村長にということ、慎重に考慮しなければならぬ問題ではないでしょうかと考えております。

○内丸説明員 現在の実情をいたしましては、市町村に委託している例というのは神奈川県でたしか一、二例がある程度でございまして、ほとんどそういうことは行なわれていないというふうに承知しております。これはやはり知事の判断をいたしまして、市町村に委託する場合にはそれに相応した高圧ガスに関する技術者なり、そういう体制を備えてもらうということが必要だと考えられますが、現在の段階におきましては、そういう市町村の体制というものはほとんど整っておりませんし、それから現在のようにLPガスについての事故というものがまだかなりある段階におきましては、こういった販売許可を下の段階におきまして、二元化するということはまだいかにがかとと思われるという判断も加わっております。ところが存ぜられます。私どものほうにいたしまして、当分の間はやはり知事が一元的にこの許可認可の権限を掌握してやってもらうということが適当ではないかというふうに考えておるわけでございします。

○華山委員 一般大衆に対する非常に危険な問題でございまして、そういうふうな考え方は小委員会会のはうに十分反映していただくようお願いしたいと思ひます。

それからちょっと伺いますけれども、ただいま細谷委員の御質問の中に重要な問題があるのでございまして、なぜ通産省がこれを消防の規定の中に入れることにちゅうちょされるのか、その点だけ簡単に伺いたいと思ひます。

○内丸説明員 LPガスと申しますのは、高圧ガスの一種でございまして、もちろんそのガス自身は可燃性を持っておるわけでございしますが、やはり高圧ガスの保安をはかる上におきましては、高圧ガスという面からの技術的な規制を完全にする

ということが災害を防止する上にまず根本的に必要なことであるわけでございします。

それで高圧ガスの取り締まりということになりますと、その製造、いわゆる圧力を加えまして、高圧の状態にしましてからそれを輸送し、あるいは移動しまして、今度はこれを減圧して実際に消費するという段階まで一連の過程がございまして、これを高圧ガスを入れます高圧容器の製造ということも一体の関係をとりまして、一貫した規制をするということが災害防止の上にまず根本的に必要なこととございします。ある消費なら消費の部分だけをとって分断した規制をするということとは災害防止上はなだまずい点が生ずるということに相なるかと思ひます。

○華山委員 それでは何かできない、大臣はできるだけ早くやるというのですが、妥協する余地はないじゃないですか。何かあるのですか。

○内丸説明員 私の申し上げましたのは、考え方の基本的な点を申し上げたわけでございします。そういう法律上の規制のワケの中におきまして、私どもと消防その他保安関係行政機関との間の保安に関する規制をいかにうまく緊密化し、円滑に連絡をとってやるかという点につきましては、いろいろくふうができる余地もたくさんあるかと考えております。

○華山委員 通産省としては、原則としては賛成なんでございしますね。反対なんです、どっちなんですか。

○内丸説明員 高圧ガスの規制につきまして、消防その他関係行政機関との間で連絡協調を密接にとつてやるという体制が必要点については十分必要性があるというふうに考えております。

○華山委員 関連ですから、この点でとめておきますが、まことに不明確なのであつて、とにかく大衆にたいへんな事故を起こすもので、かつたくさんの人が使うものですから、最善の方法といたしまして規定するべきものでもあり、細谷さんと同様に消防の見地からも十分に取り締まらなければいけないと思ひますが、関連で

ございしますから、この点でとめておきます。

○細谷委員 先ほどのアンモニアガスの問題とか最近千葉県とかで起こった塩素酸ソーダの爆発、そういうような問題がいろいろあるわけでありまして、少なくとも火災が最近頻繁として起こっている。そういうような問題だけは、ひとつ根本的に危険物というものの今日の時代に即したような改定をいたすべきではないか。大正十四年、昭和十一年、その後化学工業の構造が激変しておるのに旧態依然たる姿では、近代消防の名にふさわしくないのではないかと、こういうことを強く申し上げておるわけでありまして。

これに関連して私がお尋ねしたい点は、この法律と並行的に昨年の昭和電工の爆発事故なりあるいは四日市の三菱油化の爆発あるいは新潟の昭和石油の火災等にかんがみまして、特定化学工業保安法案というものが政府当局で考えられておったのでありますけれども、通産省が主となって自治省と労働省といふゆる高圧ガス取締法、労働基準法、消防法、こういうような問題の取り締まりをいふゆる一本化していく、こういう観点から話し合いが進められておったのでありますけれども、最終的には労働省が鉱山保安も含めて保安問題はすべて労働省が責任を持ったほうがよい、こういうような意見で、通産省との間に対立が起ころうとして、遺憾ながらこの特定化学工業保安法案というものは今度の国会に出されなかつたのでありますけれども、少なくとも通産省と自治省との間には話し合いができたはずで、そういういたしますと、この法律が出るといふ前提でこの消防法の改正というのが考えられて提案されたと思うのですが、今日この特定化学工業保安法案というものが出ないわけでありまして、これを前提としておった、それがくずれたのでありますから、消防法上のどこかに穴があいておるのではないかと、穴があかなければおかしいのであります、それはどういふものなのか。そういう穴があつてもこれからやつていけるのか。これをひとつお尋ねします。

○松村政府委員 いまお話しした通産省の法案につきましては、再三消防と通産当局の間で折衝を重ねてまいつたわけでございしますが、当初通産省の考へておられた法案の内容を検討いたしましたところ、その大部分は消防法に抵触するといひます、消防法で書いてあります内容を通産省の特定化学工業に関する限りの範囲で置きかえたというふうに私どもは考えまして、その点については消防法でこと足るからということで折衝を重ねた結果、最後は、特定化学工業のいろいろな施設の設置は現在の消防法の対象としてやつていけるわけであるから、その施設を運転する運転系統の安全を確保する何らかの問題がありとするならば、その点については通産省として運転系統についての保安のための何らかの規制をしたらよろしいのじゃないでしょうか、こういうことで、その点に関する限りは消防法も譲つたわけでございしますけれども、いまお話しのように、私どもの役所以外に、労働省として全面的にこの法案について反対の態度でありましたために、妥協も成立せずして今国会には見送りになつたような次第でございまして、いまお話しした点、私どもは今回の消防法の改正で十分だといふふうに考えておりますが、もし考えられるとするならば、その施設の運転について何らかの考慮する余地は残るのではなからうか、そういうふうなことを考えております。

○細谷委員 私は昨年、新潟災害の際に通産省輕工業局長が語つた内容を新聞記事で拝見して、このなわ張り根性ではこれはいへんではないかといふことをこの委員会の席上で指摘したことがあるのです。いまもお聞きしますと、やはり重要な点においてなわ張り争ひが起つておるのではないかと、保安の問題についての通産省と労働省との間、消防の問題についての通産省と消防との間に起つておるのではないかと、この点が痛感されます。私は今日非常に大きな炭鉱の災害が起るの、保安の面で危険を知りつつも労働組合が妥協しておることに問題点があるのじゃないか、こう思つております。あなた方は、さつき聞いたように、消防法に書いてないようなアンモニ

アガスが爆発すればこの鎮庄に行かなければいけません。千葉県で塩素酸ソーダが爆発すれば鎮庄に行かなければいけません。そうなるまいりますと、火災が起った場合、事故が起った場合、あなた方はそれを消しとめる。それを防ぐ。それはもう労働者なんだ。請負機関ですよ。これは妥協してはいかぬと思うのです。消防上必要な最低限度はき然として守っていく。むろん通産省の生産面におけることについて侵すことはできないでしょう。これはなわ張り争いとは違います。おのおのその分を守っていくというところはきわめて必要ではないかと思うのですが、いま考えますと、どうも予算の折衝なりあるいは今度の法案についての各省との折衝を見ますと、消防庁の姿勢が少し弱いのではないかと、妥協をするべきがあるんじゃないかということを感じるのであります。これは、非常に大切な今日の消防体制を責任を持って全うするには、消防上必要な最低限度の措置はどうしても妥協なしに貫いていただかなければならぬと私は思うので、これについての決意、所信のほどをひとつ大臣、長官から承っておきたいと思うのです。

○吉武国務大臣 先ほど来申し上げましたように、御指摘の点は私ごもっともだと思っておりますので、この点十分検討をしていきたい、かように存する次第でございます。

○松村政府委員 消防庁といたしましては、消防に必要な最小限度のものを實現すべく努力を重ねております。ただ、いまお話しになっておられます中で、先ほど来たびたび申し上げますように、すでに危険物になっております。その他のことにつきましても、先ほど来たびたび申し上げますように、私どもの必要限度の主張を強硬に述べておりますけれども、既存の分野に食い込むわけでもございませぬので、その点非常な困難がありますけれども、今後ともお話しのような必要最小限度の問題は實現すべく最大の努力を尽くしてまいりたいと思っております。

○細谷委員 通産政務次官にお尋ねいたします。

いまお聞きしますと、高圧ガスあるいは特定化学工業保安の問題で、どうも通産省はおれがやるんだ——どうしても生産を担当する人は生産第一になるのです。それを他山の石、岡目八目といいますが、よそから消防上、保安上チェックするところが今では非常に必要な機能ではないかと私は思うのです。そういう点で通産省はなわ張り争いなんだという気持ちじゃなく、ほんとうにこういふ問題について事故なしにやるようにひとつ通産省の自分を尽くしてやっていただかなければいかぬ。よそのほうまで侵すというやうな考えはないかと思ひますけれども、どうも特定化学工業保安法の問題ではそういう気配が感ぜられます。これは私が昨年の夏以来持っている印象であります。それから、この際ひとつ次官の所信をお聞きしておきたい。

○岡崎政府委員 通産省の立場から生産の向上、充実等を考えるということとは当然のことでございますが、政治の面は、私から申し上げるまでもなく、あらゆるものの総合的な力があつて初めて生産も向上するわけでございます。保安の面につきましても、保安の面がおろそかでございますから、通産省だけが何でも取り組んでいく、あらゆるものを自分だけでやっていくというやうな考えではないと私は信じておりまして、この一年の間、各省、各局との話し合いでも、そういう点では十分趣旨は徹底しておるようでございますが、何せいろいろ施設の問題についての扱い方とか、取り扱ひ方とか、いろいろな問題についての話し合いで、まだ消防庁と通産省のほうと、非常に重大な問題でございまして十分話し合いがついておらなかつたように思ひます。私もこの経緯については相当関心を持っておりまして、御指摘のやうな点につきましても、もう一度御指摘のやうなやうな問題については大乗的な立場から処置するやうに、通産省は将来十分考えていくということについては相当に趣旨は徹底しておると思ひますので、この点については善処するつもりでございます。

すから御了承承いたしたいと思ひます。

○細谷委員 両方善処するということでありまして、その状態を今後十分私のほうも注意して見守つてまいりたいと思つております。

次に進ませていただくのですが、今度の法律改正案の一つのポイントとしては、そういう問題に關連してやはり設備が重要だということ、専門的な消防設備士というものを置くことになったわけですが、予算もゼロじゃないかということをお前の前で申し上げたのですけれども、何でもかと言つたら、適当にやるのだということでもございまして、適当におやりになるならそれまでは追及しませんが、自治法十四条の問題に關連して私は質問したいと思ふのです。

今度の法律では設計ということとは除かれておるのです。ところが三十七年の三月三十一日の東京都の火災予防条例というのがございます。それにありますと、消防用設備等——いろいろな例があります。設計、工事監理、それから点検、整備または販売を業として営む者は、こういうふうにして書いてございます。ところが今度の法律によりますと、設計というものが落ちております。工事の監理、点検、整備、こういうものになつております。

そこでお尋ねしたいのは、ただ工事をやるのを監督しておるということではいかぬのであつて、一番大切なのはやはり危険の保安距離が保たれておるかどうかが、設計上火災に対して十分であるかどうかということが基本なんです。東京都がいかにきくもその設計の問題でもこの予防条例の中に書いてあるのですが、今度の法律ではそれがありませんから、法律は東京都の条例よりも退歩しておる。消防面から見ると退歩しているというところになります。そうなりますと自治法十四条が引つかかってくるのです。「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に關し、条例を制定することができ。」こういうふうにして書いてあります。そうしますと、せっかく東京都がいい条例をつくつたわけでありまして、けれども、この消防法が法律となりますと、十四条で法律以上の分は無効になるといふことなんです。どうしますか、これは。せつかく地方団体が実情に即するやうにりつばな条例をつくつた。今度の法律の改正でそれを除いておられますから、条例はその部分は無効になるのです。どうなりませう。

○松村政府委員 この間の事情を申し上げますと、実は東京都のいまお話しした条例につきましては、建築士関係の業界の非常な反対がかねてからございまして、と申しますのは、建築基準法に、建築物の設計ということが建築士の任務になつておるわけでありまして、これは建築物全体の設計という意味でございまして、この「設計」というものが、あたかも建築士の専売特許のごときことばとして使われておりますために、実はことばの問題に實質的にはなると思ふのですが、非常にただいまの条例に反対が強いございまして、そのために——内輪のことを申し上げるのではありませんが、消防当局で何か消防に關する条例案でも都議會へ出したと思ひますが、その際に必ずいまい設備士の問題が出る。場合によつては設備士制そのものの存廢すら議論されかねないというやうないきさつが、実はあつたわけでありまして。そこで今回この法律案によりまして、設備士制度を全国的に取り上げるという際に、やはり「設計」という文字が実は非常な問題点になつたわけでありまして、そこで私どものほうは名を捨てて実を取ると申しますか、ともかく消防設備の工事ということは法案にあるわけで、工事をする以上は、消防設備そのものの工事をすることについての設計というものは当然この中に含まれる。建築士のはうは建築物全体の設計。ただ「設計」という文字が建築基準法にいう建築士の仕事として——建築士関係は非常に文字にこだわりますので、この際は「設計」という文字は落として、工事という中へ消防設備そのものに關する部分の設計は当然含まれる、こういうことでこの文字を落としたわけでありまして。

それから、なおただいま御指摘の東京都の条例は、この法律が成立しました暁には、条例そのものを、設備士に関する部分はこれを廃止しまして、この法律で一本化してやる、こういうことになっております。

○細谷委員 これは非常に重要な問題でありまして、公害防止事業団という法律が本国会に出ておりましたので、この問題にも密接な関係がありま

ているようなものが設計の中に織り込まれておるかどうかということとは、これはあなた方の権限外のことなんです。そこで私は自治法十四条、都の条例は退歩させる、こういうことでありますから、私はたいへん問題だと思っております。大臣これはどうでしょうか。法律をつくって、せっかく地方自治体が行っているものを、あなたは下げなさい、基準を下げなさいということでありま

高圧ガスをいじめることはできないのですよ。そうでしょう。あなた、建築士会と話が込み入ったから出せないと言っておりますが、これは妥協したのじゃないですか。そうでしょう。建築士というのは、家の建築の問題、構造上の問題として、学校を出て建築技術者になっておるのである。しかし今日、高層建築の問題、あるいはその他の危険物についての設計上の問題というのが、非常に大きな火災事故になっておるということになりますと、そういう科学技術者である者、機械技術者である者が、高圧技術者としての免許を、新たに試験を受けておらなければそれを扱うことができないように、当然今日の段階においては、やはり一級建築士、二級建築士というものを、そういう設備士の試験を受けてやられたらいいでしょう。

できた場合には、その条例に下回らないように調整をとってやっております。法律ができたからその「設計」というのを除くのですから、明らかにこれは重要な退歩であります。私が公害の問題のときに聞いた自治省の行政局の考えと消防庁の考えは違っております。どうでしょう、これは、たいへん問題です。

○細谷委員 これは非常に重要な問題でありまして、公害防止事業団という法律が本国会に出ておりましたので、この問題にも密接な関係がありま

○松村政府委員 私からもう一度補足させていただきます。退歩させるのではございませんで、「設計」という文字が、非常にそういう文字を使うことについて、何かこの「設計」にかわる文字が、表現として何か適当なことがあれば、それでもいいです。以上は、消防設備の工事そのものは、これは消防設備士の所管でございますから、工事をやる前提としての青写真等も当然しくわけで、建築士のやりま

ます。「消防用設備等（令第七条に規定する簡易消火用具、電気火災警報器、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く。以下この条に同じ。）の設計、工事監理、点検、整備または販売を業として営む者」と書いてある。そして「消防設備業者は、消防設備士免状を有する者でなければ消防用設備等の設計、工事監理、点検または整備を実施し、または実施させてはならない。」と書いてある。

○吉武国務大臣 承っておりますと、御承知のように建築に関する設計は建築の設計士が担当するのだからと思っております。したがって、消防の設備のものについては、工事については、消防設備士でございますか、施設士が担当する。したがって、同じものを同じ建築の中に設計すること、そこが競合すると思っております。か、両方の面で関係が起るかどうかと思っております。建築そのものはやはり建築士がやるべきものであり、それから消防そのものの設備は消防の専門のものがやる。その競合する面はひとつ両方が運用上よく話し合っていけばいいんじゃないか、かように存じまして、もし将来非常にまずいところがあればそのときにまた考えていくということで、一応この点で御了承を賜りたいと思っております。

とを除外せよということでありまして、これはたいへんなことです。あなたは、設計ということ、工事をやる以上は当然設計も含まれると

○細谷委員 通産省の方に聞けばはつきりしますけれども、いろいろな化学工場、あるいは機械等をやる場合には、科学技術者というのは免許は要らぬのですか、大学を出た科学技術者でも高圧ガスの免許をもらわなければ、試験を受けなければ

○細谷委員 私は消防設備士が建築士の仕事をぶんどっちゃうというように言っているのではないのです。建物の設計というのは建築士でなければならぬわけですから、できないことでは。そのうちに設けられるであろう消防設備の問題、その地域に配置されるであろう危険物の問題等については、当然やはり消防設備士がタッチしていくべきじゃないか、私はこういうことを申し上げておる。ですから、そういう建物の中に設けられるであろうこの消防設備の設計の問題に関しては、やはり消防設備士が責任をもってやるべきじゃないか、こういうことを私は申し上げておるのだから、建築士の方も通産省の方も消防でぶんどってしまうというように、私は毛頭

言っておるのではないのです。そんなことを、

私は消防庁に応援をして通産省の領分をおつれというように言っているのではないのですよ。あなたが十分な火災の予防をはかっているために消防設備士を設ける以上は、やはり消防設備の問題については消防設備士が責任を持って設計にも参画する、チェックする。そういう体制がぜひひでも必要だということを私は申し上げておるのであって、そういう意味において「設計」を除くということはいへんな問題でありますから、この十四条のこういう問題について、私が前会に自治省行政局から聞いた姿勢と違いますから、私はこの問題を非常に重大視をしているということでありました。大臣のことは、私の言うのに少し誤解があるようでありまして、重ねて大臣と長官からお聞きします。

○松村政府委員 もう一度繰り返すようでございますが、建築士は建物全体の設計ということで、あるいは消防設備についてもこの辺に設けたらよからうということぐらいのことは提案するかもしれない。しかし、実際の建築物の建築の状況を見ておきますと、いまお話しのように、建築士は建築のことは専門家でやりますけれども、消防設備に限らず、その他のいろいろな諸設備については、実情はそれぞれの専門家にまかしておるのが実際の状況のようでございます。そこでこの消防設備につきましても、この消防設備士がその仕事をやる前提として、工事の中に含めてと私は申し上げておるわけですが、設計というものを實質上やることのできる。そこで、お話のような都の条例との問題、これは実質的には少しも変わらない、ただ「設計」という文字が、あたかも建築基準法で独占されておるようなそういう感じを建築業界等で抱いておりますために、「設計」という文字をこの消防法のほうからははずして、工事という中でそれに含めて実質的な設計ということをやっていくのだ、こういうことで、都の条例、文字の上ではまじく違いますが、実質的には違わないことでやっておりますことに考えておるのでございます。

○細谷委員 時間がありませんが次に移ります。松村長官たいへん円満なお方ですから、それはたいへんけっこうだと思ふのですけれども、そういう問題があまりにも低姿勢に過ぎるのじゃないかと私は思うのです。去年川崎に事故があったときに、あなたの、問題の消防車が玄関に行つて門前で断られたでしよう、入れなかった、そういう例がありましたね。そこで今度の法律ではいろいろな改定がなされまして、基準の維持命令に違反する事項あるいは立ち入り検査の強化あるいは危険物施設保安員の設置、あるいは自衛消防組織の設置、こういう重要な問題が改正の中に織り込まれた。そういう重要な問題を織り込んで、もう一つの今度の改正の特徴は、罰則を強化したことですね。ところが、この重要な改正の部分の大部分が罰則の規定がないのです。あなたは去年、火を消そうと思つて川崎の工場の門前で断られたでしよう。だからこういうことをやったのでしよう。ところが、大部分は罰則規定がないのです。ずいぶん消極的ですね。そうじゃないですか。大切なやつは罰則規定がないですよ。いままであったところの罰則規定は二倍か三倍にしただけで、きわめて重要なそういう問題に触れる問題については、罰則規定がない。これでは死文にひといんじやないでしようか。御所見いかがですか。

○松村政府委員 お話の条文の中で、自衛消防組織については罰則規定を設けておりませんけれども、その他の問題については罰則規定が存置されてあるはずでございます。

○細谷委員 今度の法律では、新しく罰則規定が三つか四つふえてゐるのですが、私が言った重要な問題、新潟地震のときの自衛消防組織の設置の問題とか、あるいは違反貯蔵等の重要な問題についての罰則規定はないのです。あなたはあつておっしゃるなら、それにしても片手落ち、きわめて大切な問題について、火を消そうとするときは断られる。そういう情勢の中において、――

工場はやはりちよつとぐらゐ燃えても秘密を保持したいということがありますからね。それで大事故を起こすことがあるわけです。技術上の秘密を保持したいことがあるから、断られることがある。それで大事故の原因になるということがありますから、その辺の調整という問題はむづかしい問題でありますけれども、この辺にも消極性があらわれておるのじゃないかということを憂慮しますから、私は申し上げてゐるのです。そうじゃないですか。

○松村政府委員 いま私が申しました罰則の設けでありまして自衛消防組織につきましては、実は罰則を設けるといふことも考えないわけではなかつたのでございまして、これは法制局の検討の段階で、自衛消防組織を設けることについて罰則を設けることはいかなるものであろうか、こういうことでこの点ははずしたわけでございます。しかし、他に罰則規定が整備されてあると考えております。

○細谷委員 時間がありませんが、これもたいへんな問題を含んでゐるようでありまして、それと、その点だけを指摘しておきます。

最後に一点聞きたいのですが、今度消防庁長官の権限がかなり増加するわけでありまして、消防は申すまでもなく、自治体消防といふことであります。今度消防庁長官の、いわゆる指示権といふものが出てくるわけでありまして、ここで、災害基本法との関係はどうなるのでありましようか。消防も中央集権化して、やがては自治体消防をなすというふうな考えであります。もう一つは、他の都道府県に対しても出動命令を出すといふようなことになりまして、大災害です。そうしますと災害基本法にびしやんとそれが書いてあるのです。わざわざまたそれを、消防組織法の中にこういうものを書くといふのは、一体那辺に意図があるのか、この辺を承つておきたいと思ふ。

○松村政府委員 現在の消防組織法、災害対策基本法両法におきまして、応援の規定がございまして、ただその応援の規定は、知事から知事への応援の規定までございまして、たとえば知事が、大災害があつた、そこでこの知事に応援を求めていいかわからない、こういう場合の規定が実は欠けておるわけでございます。

それから先ほからお話の昨年の新潟地震の際に、東京都の消防庁の応援をしてもらいたいのと思ひましたけれども、そういう手続規定がない。そこで新潟の知事から東京都の知事へ応援を求めるという法律的形式をつくらうとて実際はやつたわけですが、そういう場合のことを考えまして、消防庁長官という国の立場において応援をさせることが必要な場合、そういう措置もとれる規定として二十四条の三を設けたわけでございます。

そこで自治体消防との関係を申されたわけでございますが、その点は私も十分配慮いたしまして、消防庁長官がそういう措置をとる場合も、知事から求められた場合に限り、それからなお応援していただく都道府県に對しては、「必要な措置をとることを求める」といふことをば使ひまして、指示といふ相手の意思を無視した措置をとることを避けました。措置を求めるということになりますと、それに従つて応援するかどうかというところが相手方の判断にかかるといふので、そこで地方の自治といふものを十分尊重した表現を使ひまして、この点につきましては、自治体消防の現在の姿を十分尊重し、その線に従つた法律案にしてあると私は思ひます。

○細谷委員 それはそれでよろしい。しかし災害基本法の二十八条、七十二条、七十四条と書いてあるのです。わざわざまたここに書かなければならぬのか、そういうような問題、自治体消防といふ基本的な問題、そういうような問題としてやはり消防組織上の重大な問題点を含んでゐると私は思つてゐるのです。自治体消防をやめるといふお考えはないのでしよう。

○松村政府委員 現在のところ、現行の自治体消防を廃止しようといふような意図は持っておりません。

○細谷委員 この問題もかなり重要な問題であり

ますけれども、時間がありませんから私はここで打ち切りますけれども、私は疑問がある、こういう点だけを申し上げて質問を終わります。

○中馬委員長 安井委員。

○安井委員 たくさん問題はありますが、細谷委員に続きまして二、三の点についてお尋ねをいたしたいと思います。

法制局おいですか。

○中馬委員長 荒井第三部長までおられます。

○安井委員 それでは先にお伺いしたいのは、政府提出法案のスタイルの問題であります。今度のこの法律の提案のしかたについては、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案という形で出ているわけです。ところが、現実には消防法と消防組織法と別々な法律であって、従来の慣例からすれば、別々な改正法案という形で提出されるのが普通ではなかったかと思うわけです。しかしこの場合には、これが一本の形で出されていくわけでありまして、これはほかにもこういう例は今度の国会からいふてきていて、いろいろ思うのですけれども、法制局の御理解のしかたはこういうような形で別に差しつかえないとお考えか。法律的な立場から言えば、国会は法律案を論議するところですから、どういふ形でも差しつかえないのかもしれませんが、やはりある種のルールというものが私はあるように思うのですが、どうでしょう。

○荒井政府委員 内閣のほうで国会のほうに法律案を提出いたします場合に、それぞれの法律案が各常任委員会に付託されて審査をされるというところでございます。その御審査に便宜なような形で出すべき点という点、基本的にそう考えておりますが、その場合に關係のある二以上の法律案につきまして、同一の目的を持って行なうような改正があるという点で、本件の場合には、消防体制の強化という点で、基本的にその目的を同じくしている点があるのではないかと、思うわけでございますけれども、そういうような場合には、何々法及び何々法の一部を改正する法律案という

ような形で、その中に含まれているものがどういうものであるかという点を極力明らかにするような措置をとりまして、関連法案として国会に提出をいたすという点については、お尋ねの点でございまして、今国会その点が特に方針が改まったという点もございまして、従来もやっておりますたような範囲で措置をいたしておるという点でございまして、今国会でほかにそのような関連の法律案を、等の一部を改正する法律案を改正する法律案とか、何々法及び何々法の一部を改正する法律案という点で出たものとしたしまして、皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、それから在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案といふように、相互に密接な関連のあるものであるとか、同一の目的に出ているようなものであるとかいふ場合に、その改正の内容、どの法律とどの法律がその改正法の対象となつていふものであるかという点を明らかにした上で、そういう形で提出をいたしておるという点でございまして。

○安井委員 これはこの法案だけではなしに、新産等の財政上の法案と俗にいわれておりますあの法律案のときに私は気づいていたわけですが、この標題は新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案、ところがこの法律案の終わりのほうには「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を次のように改正する。」といふのがあつたわけですね。標題は新産都市やあるいは工場地域の問題なわけですね。ところが一番最後に、ぼつたり後進地域に関する法律の一部を改正する内容が加わつていまして、これは補助率の引き上げという点でからんできたから書いたんだという、こういうふうな御説明であつたわけでありまして、全く標題の印象とは違

うようなものを、一つの法律案の中に込めて提案をするという態度に私は疑問があるわけですね。自民党の国会対策上、法律案をたくさん出すとその法律の何%通過したとかしないとか、ひまがかかるとか、大臣笑つておられますけれども、そういうような事実があるんです、實際上。そういうようなものから法律の数をできるだけ少なくせよという指示が政府に出されて、そうして法制局のほうもそれに同調したような作業をしているのじゃないかと私は思ふのですが、新聞もそういうふう書いてありますね。

そこで伺いたのですが、この消防組織法と消防法等の、今度の改正法案の関連点はどのよう点ですか。

○荒井政府委員 本件の法律案におきます改正の対象としての消防法と消防組織法の改正の部分というものは、前者におきましては危険物施設における事故を防止するというために危険物の規制を強化するとか、あるいは同様に消防用設備というものを強化するといふために、消防設備士の制度を設けるといふような内容をいろいろと含んでおりますが、これと同時に提出をいたしておりますところの消防組織法におきまして、地震、台風、水災といふような災害が発生した場合の消防の応援体制というものを中心として規定しておりますが、これらは両者相まって消防の作用を十分に發揮することができるといふことで、消防体制の強化といふことができることと、どちらとも事は消防に關するものでございまして、そしてその消防力の強化を現行制度の上に立つて行なおうとしていられるものであるという意味において、両者の関連性があつて、国会に出しました場合に、常任委員会を異にする法案でございまして、これをまとめるという点では、国会の御審議に御不便をおかけするといふことで、そういうことはすべきでないといふふうに考へておりますが、本件は事が先ほど御説明したような内容のもので、従来そういう消防關係の法律を、等の一部を改正する法律、あるいは昨年も実施いたしましたけれども

も、消防組織法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案というふうなことで御審議を願つたということもございまして、そういう従来からの取り扱いに従つて提出を申し上げた、こういうことでございまして。

○安井委員 従来消防法と消防組織法と別々に出たことありませんか。

○荒井政府委員 この点一番当初は消防組織法、消防法いずれも議員提出という形で出ておりますし、常に一緒に、等の一部を改正する法律という形であつたというふうには思つておりません。

○安井委員 今度の消防法の改正は、あなたのおっしゃつたように、危険物の予防が中心になるのです。消防組織法のほうは応援体制の問題です。なるほど、消防力の強化という面では共通点があります。あるけれども、それは私はこじつけたと思ふのです。あなたが政治家ならいいです。政治家なら、自民党の国対なら、白を黒と言いくるめるくらいのことをするでしょう。それはいいですけれども、私は法律家の良心からいへば、少しこじつけが過ぎるのじゃないかと思ふのです。それなら今度の国会に、自治省は財政局の系統からでもたくさん法律が出ています。地方税法の改正法案、地方交付税法の改正法案、地方財政法は出ていませんけれども、今度の国会にあつて、地方交付税法及び地方税法の一部を改正する法律案、並びに地方財政法の一部を改正する法律案、これはみんな一本にしたつて差しつかえないわけですね。これはみな地方財政に關する点で共通性がある、そういうふうには言われるでしょう。それから自治省設置法案、地方自治法の一部改正法案、全部一本にして出しても、なるほど地方自治に關する点においてはみんな共通点がありますよ。あなたのそういうおっしゃり方からすれば、この地方行政委員会にかける法律は、みんな一つでいいじゃないですか。委員会ごとにかけるなら十幾つ表題の法律があれば、それでいいことになりまして。これは私は限度があると思ふ。ある程度はいいですよ。関連があるものを一

つの法律の附則で直したり、あるいは何々法等の一部を改正する法律案という形で出すというのは差しつかえないと思う。しかしそれは私は限度があると思うのだ。その限度についてはどうお考えですか。

○荒井政府委員 一つの常任委員会に提出される法案を、全部まとめて出すというような大それたことは毛頭考えておりませんで、それは事が消防の行政力の強化、あるいは消防の体制の強化というところで、その常任委員会で御審議なさる事項の中でも、特に消防力という点だけから見ても、いずれも強化という点を指向しているものである。そしてその内容の点でも、地方税法の大きな改正でありますとかいうようなものと違ひまして、消防組織法の改正の面では、応援体制の強化という点を中心にしたごく小規模の改正であるというような事情も考えたわけでございまして、全般的な改正として、その関係があるというものを無理にくっつけるということは考えておりません。

○安井委員 ではその限度はどういうふうにお考えですか。単独で出す一つの法律と、くっつけて出す場合との限度はどういうふうに法制局ではお考えですか。これは法制局としての御見解をひとつ伺いたい。

○荒井政府委員 まとめて出す結果、全体の通観が非常に困難になるというようなものにつきまして、これを何々法等の一部を改正する法律案というような形でまとめることは考えておらないわけでございます。それはまとめたとしても、全体の体系が通観してわかりやすいというような範囲のものにとどめるということを一つの限度として考えております。

○安井委員 この議論はあなたとだけしておつても切りがないようですからやめますが、しかし私は、何でもかんでもくっつけて法律案の数さえ減らせば国会対策は楽だし、それでいいのだという態度はいけないと思うのですよ。法制局がそういうような政治的な要求に対してはきりきりした態度を示さなければ、将来妙なことになりますよ。そ

ういう点だけをひとつはつきり申し上げたいし、政府の態度については、これは大臣にも伺いたいわけでありまして、法律案の数を減らしさえすれば、少しはかっこうが悪くても、それで何でも通せば都合がいいから、ただ御都合主義だけで問題を国会の中で処理しよう、こういうお考え方は私は間違ひだと思つたのですが、どうでしょう。

○吉武国務大臣 安井先生の御指摘のとおりでございますが、従来とも関係の非常に密接なものにつきましては、これを一括して同じ法律の中に入れて改正しておるという例でございます。したがって、いままで、これがあまりに乱用されて行き過ぎると、安井先生の御指摘のように、一つの法律に何もかも持つてくればいけないかということになります。実際はそういうことはいたしてございまして、非常に密接なものはわざわざ別の法律にして審議するよりも、一つのほうがいいというところから行なわれてゐるところでございます。それから、どうぞひとつ、趣旨は、そういうふうな法律の数を少なくして通りをよくするということではございまして、便宜主義といふ便宜主義はもとめませんけれども、密接な関係のあるものは従来ともそういう例でやっておるのでございします。それから、特別に他意があつたわけではございしませんことをひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○安井委員 大臣のいまの御答弁だけでは、今度の国会に提出されております政府の全体的な法案提出態度について、私も承はできないわけでありまして、今後の問題としてひとつ良心的な処理をお願いしておきたいと思つたのです。今度の国会は、すでに出てきたやつをどうしろこうしろといったつていまはしょうがないわけですが、今後問題としてぜひ御検討をいただきたいと思ひます。

つづいて大臣に伺いたいのでありますが、四十六国会で、この委員会でも消防の強化の問題で決議をいたしているわけでございます。それについてどういふ実現の御努力をなすつたか、それをひとつ伺いたいと思ひます。大臣、覚えておられますか。

○吉武国務大臣 御決議になりましたのは、新潟の火災の現情にかんがみ、またその他の大きい災害の現状にかんがみ、消防の科学化等についての御要望であつたかと思ひます。したがって、私といたしましては、昨年末の予算折衝におきましては、この点を特に留意をいたしまして、消防科学化のために実は予算化をしておるわけでございます。たとえば化学消防車の充実でありますとか、あるいはまた機械化でありますとか、いわゆる昭和石油なりあるいは昭和電工、あるいは南品川等の火災にかんがみ、特に私はこの消防についての近代的科学的な問題に実は努力をしたわけでございますが、しかし十分でない点はまだ遺憾に思ひます。今後とも努力をするつもりでございます。

○安井委員 消防団員の処遇の一その改善をはかること、あるいはまた消防力基準の向上、これらの問題についてどうですか。

○吉武国務大臣 なお消防団員の処遇改善についての御要望もございまして、これも私はごもっともだと思ひまして、努力をいたしたつもりでございます。数字は私、はっきり覚えてませんが、従来出動手当二百円程度であつたものを三百五十円程度にたしか上げたかと思ひますが、こまかい点は政府委員から答弁をさせたいと思ひます。

○松村政府委員 消防団員の処遇につきましては、毎年地方財政の措置の上において実現を見るように努力をしまつておるわけでございますが、本年度はただいま大臣からお話ありましたように、出動手当従来二百円に計上されておりましたのを三百五十円、ほとんど倍近く、ほかに例がないように伺ひますが、地方財政の上において考慮してもらひましたし、また消防団員のその他のいろいろな面につきまして、たとえば精神的な面として表彰、勲章等がございしますが、これらの実際の行政運営の上において従来よりも一段と数等においてふえたような状況になつてまいつております。

消防力の基準としましては、昭和三十六年に消防審議会の答申でこしらへられました基準を十年計画で実現すべく毎年度の補助の予算等において努力をしまつてまいつておりますが、これは先般申し上げましたように、思うように補助金がつきまじいので、十年計画というものを延ばさざるを得ないかと思ひますが、科学消防のほうにつきましては二億五千万円新たに補助金が獲得され、また地方負担を少なく済ますために二億五千万、同額の起債も確定いたしまして、三分の一の補助、三分の一の起債、三分の一の地元負担、こういうことで今年度は科学消防力の充実強化をはかつてまいつたにいたしております。

○安井委員 特に私、大臣の御出席を求めたのは、やはり私どもが決議をしたつて、法律さえ通つてしまえばこつちのものだというふうなことで、附帯決議のほうは大巨うわのそででないわけに聞いてしまつてあまり御努力されてないわけに、いままでの例からいいます。だからやはり出席をしていただいて、一々大臣に答弁をわすらわさなくて済む場合もあると思ひますが、しかし聞いておいていただいて、問題はどこにあるかを御理解願つて、やはり措置していただく、こういうことでなければいけないと思つたのです。そういうことできょう特に御出席を要請したわけですが、去年も決議をしたし、きょうもこの法律が通つた際に、また決議をすることになっていまして、けれども、いつもどうも気休めみたいな形で私ども決議をしてゐるわけでは決してないわけですから、やはり真剣に議論の結論である決議の実行ということに御努力を願わなくてはならぬと思つたので、どうでしょう。

○吉武国務大臣 私は本委員会で承ります貴重な御意見につきましては、これを十分尊重いたしまして努力をいたしたつもりでございます。ただ先ほど来申し上げましたように、微力に十分でございます。先ほどは遺憾でございますが、決して、聞き流しなどというふうなことは毛

頭いたしてありませんで、たいへんい御意見を
お述べいただいておりますと存じまして、これにつき
ましてはほんとうに予算折衝におきましては努力
したつもりでございます。

○安井委員 危険物取り扱い規制の強化等の法律
案の内容については、いま細谷委員から詳しく御
質問がありましたから、私はそうつけ加えては申
上げませんが、ただ市町村消防の仕事をどん
どんふえてきたという実態があり、それが今度のこ
の法律によってさらにふえてくるわけです。特に
予防消防的な要素が相当ふえてくるわけです。し
たがってそれに対して人的な強化、あるいは財政
的な補強、こういったようなことが当然必要であ
ると思います。それらの問題につきましては、こ
の法律に関連してどういふような措置が行なわれ
ておりますか、それをひとつ伺います。

○松村政府委員 お話の問題につきましては、本
年度の地方財政の上におきまして、たとえばこれ
は全国的な数字でございますが、全国で八千人程
度の消防職員を増加するとか、またこれは東京消
防に限った問題ですが、一部分については二交代
制を三交代制にする措置をとるとか、その他宿直
に要する費用等につきましても、地方財政の上で
考慮をしております。

○安井委員 地方交付税の配分の問題としてこれ
が出てくるわけでありまして、地方交付税の基準財
政需要額とそれから実際の支出との間のアンバラ
ンスが、相変わらずあるように思うわけでありま
すが、そういう点については財政当局はどういう
ふうに見ておられますか。

○吉武国務大臣 基準財政需要におきましても、
消防の重要性にかんがみまして、漸次これを考慮
してまいりたいと考えております。

○岡田説明員 三十六、七年当時の決算状況で見
ておきますと、大体基準財政需要をもちまして実
際の決算をまかなっております。おおむね一致い
ましております。先ほど長官からもお話がござい
ましたように、四十年年度の財政計画にあたりまし
ても、施設あるいは職員の福利厚生といったよう

な面につきましても、相当手厚く考えたつもりで
ございます。したがって、その面から非常な
圧迫を与えることはない。しかしながら、今後と
もさらに努力いたしたい、かように考えておりま
す。

○安井委員 御努力されておられることは、数字が幾
らかふえておることでもわかりますけれども、現実
はそれで十分かというところ、決してそうではないわ
けであります。どこへ行きましても仕事のほうは
どんどんふえるんだけれども、人を増してくれな
い、そして予算がふえない、こういうことばしば
しば聞かれます。そういふふうな増加のしかたも結局消防力基準といいますが、
それを引き上げれば勢い足りなくなってくるのだ
し、現在消防庁なり自治省全体の形において立て
ております基準をもっと引き上げれば、これは当
然足りなくなってくるわけですね。だから、やは
り基準をどんどん引き上げるといふ形で充実をし
ていっていただかなければならぬと思います。そ
の面についても今後努力をされるということの大
臣からの言明もありましたから、それは重ねてお
伺いをいたしませんし、さらにまた消防財政の問
題については、細谷委員からたいへん詳しい御質
問もございましたので、特に取り立てて申し上げ
ませんが、消防財源の確保の問題で現在国からのほ
んのちよびりの起債措置があるし、大部分は損
保協会やあるいはまた公有物件火災共済会です
か、そういったような形でまかなっているという
実態でありますけれども、もう少しこれを強化発
展させていくという方向で、地方公営企業に公営
企業金融公庫があるのと同じように、消防施設の
充実に対する公庫のようなものを特別にござい
て資金源の充実をはかるといふことについてお考
えになったことはありますか。

○松村政府委員 その問題につきましては、消防
庁の内部においてもここ数年来一部にそういう考
えがございまして、その点についても検討いたし
ておりますけれども、現段階におきましては十分
な成果を得ておられないのでございます。

なお、これらの問題につきましては、そういう
問題を含めまして、どうしたら消防財政が少しく
も豊かになるかというところにつきましては、今後
とも検討を加え、考慮を払ってまいりたいと思
っております。

○安井委員 それじゃ少し行政局長も交えて、消
防長官からも伺っておきたいわけでありま
すが、消防団員の確保の問題で市町村の市役所や、
あるいは役場の職員に団員になつてもらうて当面
を糊塗しよう、そういうふうな形でやっておられ
るそうでありまして、その実態について
伺っておきたいと思ひます。あるいはまたその要
綱のようなものがありましたらひとつ資料で御提
出をお願いいたします。

○松村政府委員 各市町村の消防力の強化とい
たしましては、第一に消防本部・署の設置というこ
とを考慮してまいっております。消防本部・署の
設置されないと消防団員に依存するわけ
でございますが、その消防団員の確保ということ
は今日きわめて困難な情勢に立ち至つておりま
す。これにつきましては先ほど来お話しするよう
に、団員の精神的、物質的処遇の改善その他い
ろんな措置を考へることによって所期の目的を達
するよう努力してまいっておりますが、しかし
数多い市町村の中には、そういった団員の確保に
ついて非常に困難な事態に立ち至つてるところ
もないわけではございません。全国でその
ような限られた市はございせんが、大部分
村でございまして、限られたところにおきま
しては、最後の方法として町役場、農協の職員
等の若い人々の自発的な意思によって消防団員と
しての活動ということを考へることも一方途では
なからうか、こういうことを都道府県の主管課長
会議で一つの試みとして申し述べたことはござ
いますけれども、それより以前にすでに町村の中
にはそういう方途をとつておられるところもござ
います。これは決してそういう措置を積極的に推
進しておるものではありませんで、最後の策として
そういう方法も考へられるのではなからうか、こ

いう一つの提案というふうな意味で申しておるに
すぎないというところでございます。

○安井委員 何か要綱のようなものを告示し
なつて、それで指導されておられるわけですか。

○松村政府委員 これは実は内部で要綱というも
のも検討いたしておりますけれども、具体的に
りますと、いろいろ問題点も多いわけございま
して、まだ正式に要綱として打ち出すまでには
至っておりません。

○安井委員 市町村の職員の参加のしかたです
が、それは市町村長からの指示で参加するという
形にお考えなんです、どうなんですか。

○松村政府委員 これは消防という特殊の分野で
ございまして、あくまでも市町村職員に対して
強制にわたるようなことは避けなければならませ
んの、市町村長のほうから絶対に話はないとい
へないと思ひますけれども、強制にわたらない
ように、本人の愛郷心というもののたつて自発
的に参加してもらふように、そういう形が望まし
いというふうに考えております。

○安井委員 部落の一員として役場の職員が自主
的な立場で消防団員になつて活動する、という
のは昔からあつたろうと思つてます。国鉄の職員
であるとか、あるいはまた商店にまつておる人
であるとか、そういうような形があつたと思つ
ますが、ただ、いま特に問題とされておるのは、
団員の確保が非常にめんどうだから、役場の職員
を中心にして団を編成したらどうか、そういうよ
うな形で問題が提起されておるわけで、だから役
場の中にポンプ置き場をつくつて役場の職員は義
務的にやらせるのだ、こういうような仕組みに
なつてきますと、地方公務員法とのからみから若
干問題があるように思つておりますが、行政局
長どうですか。

○佐久間政府委員 お話のように、地方公務員
法の規定されております任用、給与その他の服務
等の問題とのからみ合いも出てくることと思ひ
ます。

○安井委員 その場合からみが出てくると思ひま

すという評論的な言い方でも困るのです。現実にはたくさん問題が起きておるのじゃないかと思うのです。そしてすでに団員として働いている場合には、職務に専念する義務が地方公務員にあるわけですから、それは部落の団員として働く場合にも、役場の勤務時間に出ていく場合には、義務免除といえますか、そういうようなことはつきりしなければ、地方公務員法との関係がおかしくなってしまうし、それからまた役場の仕事の一部として消防団活動をさせるということになりましたら、これはまたこれできちっとした仕組みをつくらなければいかぬのじゃないかと思うのです。だから、消防庁との間で何かそういうこの話し合いや、あるいはまた実際行なわれております現状の中から、こうしたらいいとかあつたらいいんじゃないか、そういうふうな指導を現になさっておられるのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○松村政府委員 実は役場の職員を消防団員として消防活動に従事してもらいますためには、いろいろ問題があるわけでございます。いまお話しのような職務専念の義務との関係とか、公務災害の場合にどうなるのか、そういった問題がたくさんございます。

そこで現在の事情を申し上げますと、消防庁ではそういう問題を拾い上げて、あるいは地方から聞いておる問題もあります、そういうものを拾い上げて行政局のほうで検討していただくこと、どういうふうにやっていたらいいかということとを相談中でございます。いずれこの問題を根本的にやってみようとするためには、いまお話しのように立法措置がなにかで、別に強制的にやむわけじゃございませんが、私が申しますのは、いま消防本部・署と消防団、こういう二つの形がございますが、外国でとられておりますように、役場消防といふものを考えるといふならば立法措置が必要ではないかと考えております。

○安井委員 行政局長、どうですか。
○佐久間政府委員 ただいま消防庁長官からお答

えのございましたように、役場職員を消防団員に充てております場合におきまして、先ほど先生の御指摘のように、地方公務員法上の運用をめぐりまして問題が起るわけでございまして、それらの点につきましては、私どもの担当の課のほうでいろいろお打ち合わせをいたしておるようでございます。ただこれは、そういう場合に現行法の運用上どういふような扱い方をしたらよいかという観点からのご意見として、こういうことが非常にいいことだからこれを大いに指導奨励するのだというふうな考え方を行政局として持っているわけではございません。

○安井委員 いずれにしても検討中の問題ですから、いまこれ以上お尋ねしてもお答えは得られないと思うのですが、ただ一つだけ伺いたいのは、現在全国であつちこちでやっているわけですか。その出動についてはどうなっているわけですか。手当をあげているのですか、それとも特殊勤務手当みたいな形でやっているのですか、どうですか。

○松村政府委員 これは各市町村でいろいろ異なると思いますが、私どもの知っている範囲では、ただいま御質問の出動した場合には、先ほどから話の出ております出動手当というものを支給してやっておるのが大部分のようでございます。

○安井委員 この問題は、きょうは問題として提示することにとどめて、さらにいろいろ波及する点も多いと思ひますので、御検討願つて、後日またさらにお考えをただすことにいたしたいと思います。

消防組織法の問題は、先ほど細谷委員がお触れになつておられるわけですが、今度の改正では消防活動の広域化といひますが、きつぱりそう言い切ることには問題がありますけれども、そういうふうな傾向が出てきているわけでありまして、そこで私どもは、先ほどの指摘にもありますように、消防組織法第十九条の「市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は

行政管理に服することはない。」という規定、私はこれが戦後の自治体消防の憲章的な規定だといふふうに考えている一人でありますし、かつて消防庁も、消防組織法の改正法案で、いまの市町村の自治体消防権を知事のほうに広げていくといふような考え方の法案提出があつて、この地方行政委員会ですそれを修正して、いまの金料玉条である第十九条を厳然として残した、そういう経過があるわけだ、それをいま思い起こしますと、今度の広域化への改正法は若干問題がないわけではないと思ひます。それは、これを金料玉条と考える立場から言へば、災害の広域化といひますが、災害の深刻さという新たな事態に対してはそういうことも十分に頭に入れて処理しなければいけないし、単なるセクシヨナリズムだけでは解決できないという面は現実の問題として出てきているわけですから、いわば一種の第十九条に対する郷愁といひますか、心理的な抵抗といひますが、そういうようなものなのかもしれませんけれども、やはりこの基本的な考え方がゆるめられていきつたのではないかという点について問題がないわけではないと思ひます。

先ほどいろいろお答えがあつたようでありましたが、この点については常に慎重な態度で政府に処していただかなければならぬ、私はこういうふうにお考へておるわけですが、どうでしょうか、大臣のお考へは。

○吉武国務大臣 御指摘のとおりでございますし、消防は市町村の仕事でございます。ただ問題は、実効のあがるようにということで、過去の実績にかんがみまして今回のような改正をしたわけでございます。これによつて権限を奪うなどというふうな考えは毛頭持っておりませんことを申し添えておきます。

○安井委員 なるほど現実には非常にきびしくて、たとえば新潟の大きな災害のような、さつき例があげられておりますけれども、そういう事例も多くなつてきている現実があるわけですから、それはよくわかるのですが、ただ現実には非常にきびし

いからきびしいからというところで、いつの間にか、気がついてみたら第十九条は骨抜きになつていた、これでは私は困ると思ひます。そういう点についてやはり十分な配慮をぜひお願いをしておきたいと思ひます。

災害対策基本法の応援出動指示と今度の場合とで、これは重なり合つたり混乱をしたり、そういうふうなことがありませんか。

○松村政府委員 法律的に申しますれば、災害対策基本法のほうでは知事から知事への応援を求めることになつておりました、このほうは消防庁長官へ知事が応援を依頼して、そうして長官のほうからどこかの知事にその応援を求めるという形になつております。そこで矛盾するやうなことが出るようにも考えられるかもしれませんが、私も、私は、あるところの知事が自分のところの災害についての処理にあたつて、どこかの応援を求めなければならぬという場合にそこが発動するわけですから、どこかの知事へ自分が応援を求める、そうすればそこから応援に来てくれる、またどこに応援に来てもらへばいいかわからないといふときには消防庁のほうへ言つてくる、そうすると消防庁のほうでどこかの県へ応援させる、こういうことで、実際の運用の場においては問題が出るやうなことはないように考えます。

○安井委員 そういたしますと、事件が一つ起きた場合、消防組織法による応援要請あるいはそれによる手続でもいいし、それから災害対策基本法による手続でもいいし、どちらを適用してもいいという場合が出てきますね。その点はどうですか。

○松村政府委員 それはどちらでもいいといふこととでございます。そこで普通知事は、隣の県から応援をもらつたとか、少し離れた県でも、あそこは消防力が充実しているからそこからもらうという場合には、そこに応援を求めるでございます。ところが、どこへ求めていいか見当がつかないという場合には消防庁のほうへ言つてきて、消防庁を経由してどこかの県からの応援を求める、こういうこ

とにしたいと思います。

○安井委員 災害対策基本法のほうを改正して、もう少し動きやすいような仕組みをつくるのか——何かどうも二つの法律が権限争いをしているような、そういう印象を受けてしょうがないのですが、その点どういふふうな調整をなさっておられるか。

○松村政府委員 実は今度の法律案の前提としたしまして、現行の消防組織法にも、非常事態の場合に知事が県内のあらゆる力を動員して対処するという規定があるわけでございます。それを補う意味で、また昨年の新潟地震のときの実際の必要性から、二十四条の三というものを設けたわけで、災害対策基本法と、対象となる災害はほとんど同じかもしれませんが、やはりこの消防組織法の対象、災害対策基本法の対象というものにも、若干そこに差もないこともございませぬし、そういう意味で災害対策基本法の整備ということによってその目的を達することも考えられますけれども、消防の分野として考えるという意味で、今回は組織法の改正でもって処理したわけでございます。

○安井委員 二つの法律措置があつて、どちらでもいいような場合が出てくると思うのですが、しかしその二つの法律で大きな違いが出てくる問題があるわけですか。といいますのは、災害対策基本法の九十二条には、応援出動の場合の費用負担の原則がはっきりある。そしてまた、その負担が大きい場合にはどうするといふふうな、詳しい費用の負担についてのあとづけがきちりあるわけですね。しかし消防組織法の今度の改正の中には、そういう点が見当たらないような気がするわけでありまして、それはどうですか。

○松村政府委員 この費用の問題につきましては、実は二十四条の三に関連いたしまして、必要な場合は国において災害応援の経費を一部補助する、こういう規定を設けたらというふうにも考えたのでございますが、

〔委員長退席、藤田(義)委員長代理着席〕

近年単なる補助の法律規定というものは全くない。これは予算措置でやるということに政府の方針としてきまつておりまして、そこで二十四条の三の規定を設ける際には、そのことを書かなかつたわけでございます。ただ、この費用の問題は、消防組織法の原則からいまして、まず応援を受けたところが負担をするのが原則だと思ひますが、しかしこれはあくまでも応援したところと応援されたところとの協議によつてきめるのが至当でございまして、実際上にも、この県には平素いろいろお世話になっておるから、これはひとつ無料で奉仕しようというところもありましようし、またこれは実際ある問題ですが、あるところではひとつ割り切つて、経費の負担を合理的にきめようというところもございまして、いろいろケース、ケースで違ひますので、私どもは協議によつてきめるといふことが普通だと考えておるのでございまして。ただ、そういうことで、どうしても地方のほうで負担し切れない、あるいは負担させることが不適当だ、こういう費用がありますならば、そのときには大蔵省と話し合つて、国のほうでその経費の一部を補助する、こういうことを実際の行政の運用としてやつていきたい、こういうふうな考えております。

○安井委員 もし一つのケースについて、どちらの法律でいってもいいといった場合には、これは災害対策基本法でいつたほうが得じゃないですか。近ごろの地方財政は非常に苦しいのですから、はういふ場面ではそつぽんを自治体の側においてもはじくのがいいですか。消防庁長官に電話をかけたほうが損だ。どうですか。

○松村政府委員 消防で考えております応援の費用というものは、実はわずかな経費でございまして、災害対策基本法でいきまして、この国の補助といひますか、負担の対象にはなり得ない。これは将来予想できまじやないけれども、いままでのところはなり得ないような経費でございまして、そこで、災害対策基本法でいきまして、消防組織法のほうでいきまして、実質的には変わ

りはない、こういうふうに考えております。

○安井委員 いまの御答弁からすれば、災害対策基本法でいく場合には、これは比較的大きな災害である。そういうことになれば、小さな災害のほうはこの消防組織法でいくという、そういう仕組みになるのだとすれば、ことさらに今度のような大がかりな改正をする必要もないような感じがするわけですか。大きいなら災害基本法にいったら財政的なあとづけもありますから、都合の悪い点は災害基本法のほうを直せばいいので、消防組織法のほうに広域消防という面をことさらに入れようとしたのは、たいして必要ないのだけれども入れたといふふうなことになる、例の第十九条の精神に違反する。そういうような方向だけが残つてしまつて——今度の改正から受ける印象はです

よ。そういうような気がするわけですか。やはり広域消防というふうな形を打ち出すなら、それについて国の財政負担というふうなものはつきり出さなければ、私は片手落ちではないかと思ひます。都合のいいときだけは自治体消防だといひ、そういうことだから金なんか出す必要はないといふことで、第十九条を働かす。つまり国が負担しなければならぬようなときには第十九条が金科玉条になつて、権限縮小というふうなときには第十九条のほうよりも現実処理が大事だ、こういうふうなことで、第十九条は両面から国の都合のいいように運用されておる、そういうような印象を受けるわけでありまして、やはり消防庁長官のいまのお話の中からうかがわれることは、災害の大きな場合には市町村の負担も困難な場合もあり得る。そういう場合には国が負担するといふふうな規定を設けたほうが都合がいいのではないかと、こういうふうな検討を消防庁の中ではされたのじゃないか。また現にされたといふことを先ほどの御答弁の中から受けるわけでありまして、これは大蔵省あたりがまたそれは困るというふうなことで押えられたのか、そういう点がよくわからないのですが、大蔵省の御見解はどうですか。

○平井説明員 私ども財政の問題を議論いたしま

す前に、先ほど来先生が申しておられるように、基本的な消防に対する体制として、自治体消防という体制と広域消防、なにかんぞ応援体制あるいは消防庁長官の指示権というものの調整をどのように考えるか、基本的な問題はどつとなつておるかといふことをいろいろ御議論申し上げた次第でございまして。したがひまして、今回提出されております法律案にございまして、今提出されておる自治体の要請なしに消防庁長官が動くという体制ではございまして、あくまでも自治体自体の要請に基づいて応援体制がとられる。基本的には自治体自体の問題として処理される、そういう前提で考えておりますので、特別の財政負担の問題は、その過程においては一度も議論されなかつたわけでありまして。

○松村政府委員 先ほどの話で少しことが足りませんでしたが、私の申し上げておりましたのは、応援に関する費用の問題でございまして。応援に関する費用というものは、もう災害のような大きな経費に比べればほんのわずかでございまして、それは組織法で応援の出動を求めても、災害対策基本法によって応援の出動を求めても、どちらもいままでのところは国の補助負担の対象にならないといふので、実質的には変わらない、こういうことでございまして、大きな災害があつた場合に、応援費用以外のいろいろな災害対策の問題につきましては、これは応援そのものをどちらの法律の規定で求めようが、その災害による被害の補助負担というものは、これも実質的には変わらないで、補助対象になります。

○安井委員 いまの問題、これも大事な問題なのでひとつあとに問題を残して、ちやうどお約束の時間になりましたから、これでやめたいと思ひますが消防財政の全体的な強化が強まっていけばこれは問題ないと思ひます。みな十分な消防体制ができて運用ができるという仕組みさえできれば、そんな応援や何かのけちな話をする必要はないと思ひます。また自治体消防という趣旨からいってそうだと思うのです。しかし本来の消防財

政の強化がない中だから、いまのようなけちくさい話も出てくるのです。やはり根本的には消防財政を強化する、こういう方向を一そう強めていただきたいというのを最後に申し上げ、それからこれは大事な問題ですから、一つだけ大臣からお答えを願いたいのは、最近の火災の中で人的被害が非常に大きいということです。しかもこれはほとんどふえてきているわけでありまして、これについては具体的にどうすればよいかということはないかなかなか困難な問題だと思いますが、消防の任にある立場から、延焼防止とか何とかたたくさん問題はありますけれども、やはり人命を助けるという、そういうことを主眼に置いた消防戦術あるいは消防のいろいろな仕組みをつくり上げていくべきだと思っておりますが、その点についてのお考えを最後に伺っておきたいと思っております。

○吉武国務大臣 お話のとおり火災によって失われる人命も相当ございます。ことしの一月の初閣議に、総理から交通についてはございましてけれども、人命尊重、人間尊重ということを強調されまして、何とかひとつ交通の事故防止ができないかということがございまして、これは単に交通ばかりではございまして、火災におきましては、その他においても、共通の問題でございまして。

〔藤田(義)委員長代理退席、委員長着席〕
きょうの閣議でも私、発言をいたしました。連休における山登りによって生じた犠牲者も、死者五十五名、そのほか行くえ不明が九名という多数な人命を失ったことは、私ははなはだ残念に存するわけでありまして、消防につきましても特に日ごろから教育と申しますか、そういう点の、一そうの注意というものが必要かと思っております。消防の面につきましてはまたその方面から特にこの点を強調をして、一人でも人命を失わないような処置を講じていきたい、かように存しております。

○中馬委員長 大石委員。
○大石(八)委員 時間がありませんから簡単に質問いたしますが、十四条の三に自衛消防組織のことが出ましたが、あるいはすでに質問なさっておりますけれども、製造所というのは、どういうものを一体想定しているのかということ、その自衛消防組織というものの規模とか内容というものの、またこれは政令にゆだねていますが、どういうものを想定しているかをちょっと伺います。

○松村政府委員 この問題は法律が成立しました後におきまして、関係各省並びに民間等の意見を十分聞きまして、政令を定めなければならぬと思っておりますが、現在私どもが考えておりますのは、自衛消防組織を義務づけます企業としましては、実は消防法の別表に危険物の種類を第一類から第六類まで区分して掲げてございまして、このうち第一類、第二類、第四類、第五類、この四つの類に属するものに自衛消防組織を設けさせよう。しかもそのどれもでなくて、今度の法律で「指定数量」ということが出ておりますが、危険物行政の対象とします危険物を一定数量以上に限っておりますので、その一定数量を指定数量というわけですが、それにつきましても危険物施設の中で製造所と一般の取り扱い所のこの二つは、指定数量の千倍以上の危険物を扱っているところ。貯蔵所、これは五千倍以上扱っているところ、これに自衛消防組織を義務づけようと考えております。そういったしますと全国でその対象になります施設が大体五百程度というふうになっております。

それからどういった内容の自衛消防組織にするかということ、これはそれぞれ危険物の種類によつて化学薬品を置くとか、普通の消防車を置くとか、どの程度の人数にしたらいいか、こういうことがきまるわけですが、この点につきましてはこれから十分検討いたしまして、実情に即する初期消火の目的をあげるに十分な、そういう内容のものを考えてまいりたいと思っております。

○大石(八)委員 先ほどちょっとそのことに関連して、罰則はやらない、それは法制局と話をしている間にそうなったということですが、自衛消防について罰則規定をつくらなかった理由というのを伺いたい。

○松村政府委員 お話のように、消防庁の原案には罰則規定を入れて、それによつてこの規定の施行をはかりたいというふうな考えがあったのでございまして、法制局のほうではいろいろ考慮されたことと思ひますが、結局この消防というものは、自治体といいますが、公共団体の仕事で、工場等の消防もこれは自治体といふものが本来は受け持つべきじゃなからうか。しかし自治体消防がかけつけると、初期消火に当たるわけであるから、それまで罰則でもって強制するということはなかなかのものであらうか、こういうような御意見であつたと伺つております。そういうことで罰則規定は著としてありますけれども、しかし実際問題としましては、すでに危険物施設を持つておられるところでは、自衛消防組織も持つておられるところも多いのでございまして、これは行政の運用によつて法の目的は十分達せられると考えております。

○大石(八)委員 いまのお話で企業体は法律で義務づけられているわけですが、消防自体は自治体の義務だという見解がある。たとえば化学消防車を企業体に持たなければならぬという、罰則はなしにしても義務づけを与えておいて、今度は逆にそれが所在する自治体のほうには義務づけはないわけですね。一体今度の法律の中ではかけつけるまで自前で少しやっていると義務づけられると思う。かけつけるほうにはその義務づけは今の法律ではあるのですか。

○松村政府委員 これはこの企業体の消防に限らず消防全体の問題といたしまして消防組織法の第六條に「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分果すべき責任を有する」ということが明記されてあるわけではございません。ただこれは、実際問題といたしましては十分に果たすべき責任を持つておるわけではございますけれども、いろいろな事情によつてそれが十分であるかどうか、問題があることと思ひますが、法律の上では、自分の所管の区域内の消防というものは十分に果たす責任が市町村にあるのだということは、これは組織法自体に明記されておるのでございます。

○大石(八)委員 そこで私は聞きたいのですが、自衛消防のほうには、政令にしても、具体的に化学消防車その他を持たなければならぬということをやつておいて、そして消防組織法のほうでは、自治体のほうには十分な責任を持たなければならぬと、それは非常に抽象的なふうに書いてある。そうすると、固有の任務を持つていなければならぬほうがばんやりされておつて、それまでの手当てをしなればならぬものに罰則はないにしても、非常に具体的な義務を負わせておる。そこが非常におかしいと思ひます。逆に今度は、そう考えれば、自衛消防のほうにも、そういうことが起きれば、一種の公害のような感じもいたしますが、公害防止では資金的な援助とか、そういうことを考えています。一体これをさせるについて財政援助のことがどこかにあるのかないのか。逆に、もしここにまでそういう義務づけをするなら、自治体は当然しなければならぬわけですが、その場合には、自治体はそういうことと無関係な財政状態にあるわけですから、その精神の中に、当然固有の任務のほうには義務づけがあるわけですから、ところが財政関係はそのこととは無関係だ。そこで初めて今度は消防のほうとすれば、その施設に対しての義務づけと同時に、財政援助を義務づけをしていくというのをとらなければ、何だかそのところろが、どっちが主体なのかどうもはっきりしないように思ひますが、この十四条の三をあげるにいつて、そういうことを考えたかどうか。

○松村政府委員 まず市町村のほうの問題でございしますが、これにつきましても、先ほどから話も出ておりますが、昭和三十六年に消防力の基準というものを消防審議会で作成いたしました。この基準によりまして、全国各市町村のあるべき消防の基準というものがきまつておるわけではござい

ます。この基準に向かつて、これを一度にその基準まで達成することは財政的に非常に困難でございますので、いまのところは十年計画でその基準を達成するように、市町村に起債、補助金等を交付いたしまして、奨励的にやっておるわけでございます。市町村でございませうから、それに罰則を付するわけにいきませんけれども、行政運営としてそういうこともやっておるわけでございます。

一方、企業に対しては、これは企業全部に自衛消防組織を義務づけるわけではございませんで、危険物をかかえておるような企業は、企業自体として当然社会的に消防責任というものはあると考えていいんじゃないか、こういう前提に立ちまして、危険物施設だけの企業に限りまして、この自衛消防組織という問題を掲げたわけでございますが、これにつきましても、先ほど申しましたように、罰則は設けない、政令でひとつ基準を示して、社会的責任遂行として当然やっていたら、こういうたこまにしておるわけでございませう。しかし、私は、こういうことにつきましては、国の財政的援助というまでは考へるわけにはまいらぬと思うのですが、こういう施設をした場合に、何か税金のほうで、損金の中にこういう費用を算入するといふことか、そういうことはぜひやっていたいものだといふことで、現在、そういう点についてはいろいろ考へをめぐらしております。

○大石(八)委員 私の質問は、企業体にその義務づけをするに、資金的な融資なり、その他、そういうものを制度的に考へていかうかというところが一点と、そういう義務づけをするなら、いまの基準の問題ですけれども、具体的に、そういう石油関係とか何か、こういうものがあつたら、こういう施設をしなければならぬという基準で義務づけをさせなければ、抽象的な全国の市町村のレベルアップといふことは意味がないと思うのです。そこにはそういう特殊なものがあるのだから、その町ではこういうものを持つというのでなければ、一般的に普通の消防車がふえたつて

意味をなさないわけなんです。そういう点についての具体的な義務づけといふことがなければ、全体的な意味はないと思うのです。片方に義務づけをして、そして固有の任務を持っている市町村のほうにはそういうことは抽象的であるといふことではおかしいし、しかしそれは財政力が弱いからなかなかできないとなれば、国のほうでそれに合う財政援助をしてやらなければ、そういうことはできないと思うのです。ですから、この十四条の三をつくるに、このことはどう考へておるのかと、こゝろ聞いておる。

○松村政府委員 自衛消防組織を義務づけます施設は、先ほど申しましたように全国で五百ぐらいで、これらはいずれも大企業であるわけでございませう。したがって、自衛消防組織に要する費用といふものも、そういう大企業でございませう。しかも現実にはすでにたいのところで相当の自衛消防組織を持っておるわけですから、そういうことで制度的には資金援助あるいは財政援助といふことは考へておりません。

それから市町村のほうの問題につきましては、先ほど申しました消防力の基準について、各市町村ごとに具体的に定めるべき姿といふものがつくられております。それを達成するように、これは市町村消防が原則でございませうので、市町村自体に御努力を願う、それに国のほうで起債、補助金を交付する、こういうたてまえで進んでおります。

○大石(八)委員 その点が少し合わないの、しょうがないのですが、もう一つは、自衛消防のほうの政令で定める条件の中に、環境といふことは入らないのでしょうか。人口稠密地帯の場合と、みずから危険を感じてといふか、ほとんど住民のいないようなところでつくった場合についてのそういう環境のことは、この場合考慮にならないのかどうか。もう一点、原子力関係の施設といふものは今度は頭に入らなかったかどうかといふことです。

ほど申しましたように、いま実は自衛消防組織を義務づける対象のことはある程度具体的に考へておるわけでございませうが、自衛消防組織の内容といふ問題になりますと、実はまだ具体的な案を持っておりないわけでございませう。そこでこの点につきましましては、いまお話しの方の問題等につきましても、そういうものの基準が考へられませうならば、ひとつ考へるようにしてみたいと思ひます。

それから原子力施設の問題は、実は私、非常にこの点心配しておりますので内部でもこの点に注意をしておるわけですが、これは先ほどから所管の問題が、科学技術庁の所管になっておるわけでございます。ただ、原子力施設がどこにあるかといふことは各消防署へ届け出る、こういうことに制度的になっております。そこで、事故が発生いたしましたれば、これは原子力施設の管理者で適正な処理ができるように、科学技術庁の關係でいろいろやっておられるようにございませうが、消防としてもこれをほうっておくわけにいきませんので、消防職員、団員等に対して、消防大学校、あるいは府県の消防学校を通じて、またこれらの研究については、消防研究所におきましてもいろいろこれらの点を研究し、教え、指導をいたしておるような次第でございませう。

○中馬委員長 ほかに質疑はありませんか。なければ、本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○中馬委員長 これより本案を討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○中馬委員長 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○中馬委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中馬委員長 この際、亀山孝一君、安井吉典君及び門亮君から三派共同をもって本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、その趣旨の説明を求めます。亀山孝一君。

○亀山委員 私は、ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかる消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、附帯決議の案文を朗読いたします。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、消防近代化のための施策を積極的に講ずるとともに、防災体制の整備強化に万全を期するため、左の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、自治体消防の科学化を促進するとともに、国、地方を通じ防災体制の整備強化を図ること。

二、消防力の基準に基づき市町村消防の充実強化を図るとともに、常設消防の推進を期することとし、このため十分な財政措置を講ずること。

三、非常勤消防団員の処遇については引き続き改善する方策を講ずること。

四、液化石油ガスについて消防としての保安規制を行なうなど危険物行政の一元化を推進すること。

五、消防設備士の業務に消防用設備等の設計監理を加えるなどその業務範囲を明確にすること。

右決議する。

消防は、各種の災害から国民の生命、身体、財産を保護し、もって国民の福祉の増進に寄与する

とうとい使命を有するものでありますが、消防力の整備は、必ずしもこれに即応していない現状にあります。

昨年における新潟地震その他各種災害の経験にかんがみ、市町村消防力の充実、特に、科学消防力の整備は焦眉の急務であります。

現在、市町村における消防施設の整備は、消防庁の示す最小限度の基準にも達しないところが多い現状でありまして、この消防力の基準に基づき、消防施設整備の強化をはかることはもちろん、常設消防体制をさらに推進する必要が痛感されるのであります。このためには、消防施設に対する国庫補助の引き上げ、起債ワクの拡充等、十分な財政措置が強く要請されるのであります。

また、かねてから、その是正を強く要望されているのでありますが、非常勤消防団員に対しては、国は報酬及び手当の増額等、その処遇を一そう改善する必要があります。

次に、危険物関係の法規が、消防法、高圧ガス取締法、火薬類取締法等に分かれ、災害防止体制の一貫性に欠けていることは御承知のとおりであります。特に高圧ガス取締法の適用を受けております液化石油ガスにつきましては、最近大規模な事故の発生を見ており、一般家庭の消費も多いことなどから、消防としてその保安規制を行なう必要が痛感されるのであります。

最後に、今回新設されました消防設備士制度につきまして、設備士の業務に消防用設備の設計監理を加える必要があり、これによって消防用設備の本来の効果の発揮がより確実に期待できるものと考えるものであります。

以上が附帯決議案の趣旨説明であります。何とぞ皆様の御賛同をお願い申し上げます。

○中馬委員長 本動議について採決いたします。本動議のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は亀山孝一君外二名提出の動議のごとく、附帯決議を付することに決しました。

この際、吉武自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。吉武自治大臣。

○吉武国務大臣 ただいま御決定になりました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいらるつもりでございます。

○中馬委員長 おはかりいたします。

ただいま議決されました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中馬委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中馬委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

地方行政委員会議録第一号中正誤

二 一 一 段 行 誤

加藤精三君紹介 池田正之輔君外一名紹介

地方行政委員会議録第二十八号中正誤

五 四 七 段 行 誤

免状

免状 正

昭和四十年五月十二日印刷

昭和四十年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局